いては承認していますが、

値別的・集団的自衛権につ

21年12月でした。 当時か

依頼をいただいたのは20

さて、この連載企画のご

らウクライナを巡る軍事的

な武力行使として、51条で

国連憲章は例外的に合法

【憲法9条】

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平 和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力 による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決 する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の 戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、こ れを認めない。

するためとして、陸海空軍

2項は、1項の目的を達

定しています。また、国の

の他の戦力の不保持を規

文戦権を認めないとも規定

問われる「平和主義」

読もう・知ろう!

第13回

軍事力による打倒ではなく 外交による紛争解決を

明日の自由を守る若手弁護士の会 次郎

ただ、1928年のパリ

争に対する痛切な反省が込 命を失いました。 この条文 争を解決する手段としては 戦争・武力による威嚇・武 ています。かつて、日本は 15年にわたる侵略戦争を行 水久に放棄する」と規定し は、日本が行った侵略戦 その結果多くの人々が

質的・法的に担保する規定 はできないということを物 の占領などの種々の権利の こととされています)を認 除法上有する相手国の領土

2項の規定からすると、自 大きなテーマですが、9条 が合憲か違憲かというのは 目衛隊があり、様々な兵器 を保有しています。 自衛隊 しかし一方で、日本には ものになっています。 による解決を基本に据える

の条文自体は国際法の原則

こいるに過ぎません。 日本 ピリの当然のことを規定し 規定していますので、 1項 条で戦争を一般的に違法と 戦争はおよそ

違法なものと 个戦条約以降、国際法上で

えれており、 国連憲章も2

日本国憲法を「平和ボケ 暴虐を目の当たりにして、 であるかのように言う声も しかし、生々しい戦争の

倒ではなく外交によって解 国際紛争を軍事力による打 決するということが改めて 困難ではありながらも、

の三大原則の一つとも言わ 憲法 9条は、 日本国憲法 ロシアの主張にあらわれて ライナ侵攻は国際法上違法 うな行動は認められる余地 手国の領域深く侵攻するよ 名目で行われます(もちろ 今般ウクライナに侵攻した かなく、ロシアによるウク

ない、交戦権(交戦国が国 9条2項は、軍隊を持た

ると説きました。

の平和主義規定の意味が改 よる解決ではなく外交交渉 際紛争について武力行使に を愛する諸国民の公正と信 生存の確保について「平和 いるとおり、自国の安全と 国憲法は、前文に書かれて めて問われています。日本

義に信頼」するとして、国 平和を希求することは可能 争の動機を除去・緩和し、 の手段である交渉により戦 たものではなく、政治の継 なはずです。 続である以上、本来の政治 戦争と政治は切り離され

侵攻を契機に、日本国憲法 は全く立っていません。 が経過した6月11日です ロシアによるウクライナ 停戦が実現する見込む 史』を著したトゥキュディ 古代ギリシャ時代に『戦 らないとしました。また、 **誉心、恐怖心、利得心であ** デースは、戦争の動機が名 ツは、その著書『戦争論』 てする政治の継続にほかな 戦争が異なる手段をもっ

緊張については報道されて 19世紀プロイセンの軍事 外交努力こそ必要

〈たに じろう〉

なされていますが、憲法上

人きな問題があります。

反撃能力」といった議論が

敵基地攻擊能力」「自衛



2012年弁護士 登録(大阪弁護 士会)。 学生時 代から原発や平 和の問題に関心 があり、齢40に して弁護士にな った後も原発訴

訟、戦争法違憲訴訟、日の丸君が代 訴訟の弁護団などに参加。齢50にな ったが年相応の落ち着きには程遠い。

項の存在によるものといえ

解によったとしても、他国

解隊は

合憲だという

政府見

非戦を担保する規定

められないということにな ります。最近、いわゆる

と制圧するような行動は認

※7月1日から適用(6/30まで1.259%) 【短期のご加入では積立金が掛金を若干下回ります】

保険医年金は全国で加入者数約5万2千人、積立金総額1兆3千億円を超える会員 のための私的年金制度です。生保6社(大樹・明治安田・富国・日本・太陽・第一)が受託 し、制度発足以来54年間、年金受給者の受給額をカットしたことは一度もありません。

【おねがい】

※普及委託生保 4 社(大樹・ 明治安田・富国・日本)の職 員が保険医年金のおすすめ で訪問した際は"共済制度 普及社員証"を必ずご確認 の上、何卒ご面談頂きます ようお願い申し上げます。

目在性が魅力!

- ●年金受給時には10年・15年定額型、15年・20年 逓増型の4種類から選択。
- ●払い込みが困難なときに掛金中断、余裕がで きたときに掛金再開_(手数料不要)。
- ●万一の時はご遺族に全額給付。

着実な老後設計に一時払も好評です!

「一時払」 2 口 100 万円を 預けると

加入期間 元利合計 1,030,600 円 10 年 1,085,800 円 20年 1,205,200 円

加入口数

●月 払:1口1万円(通算30口まで) ●一時払: 1口50万円(毎回40口まで)

加入資格

満74歳までの協会会員 ※月払増口、一時払申し込みは満79歳まで

※ここでご案内しました内容は、制度概要を説明したものです。ご加入条件、お 支払い条件等については、パンフレット・申込書等を必ずご確認ください。